米原市空家等管理活用支援法人の 指定について

空家は放置すれば負の遺産 活用すれば地域の宝





一般社団法人 まいばら空き家の相談所

1 空家等の状況

市内の空家等の状況

- ○市内の空家の数は、有効活用や適正管理の促進に取組んできたこともあり、近年は横ばいとなっていますが、依然として1,154戸の空家が存在しています。
- ○空家の管理不全に対する指導等の件数は年々増加傾向にあり、これまでの相談件数のうち、約半数は引き続き指導中となっています。

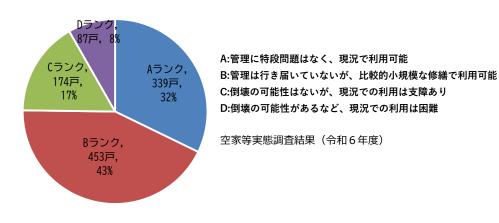
【空家戸数の推移】

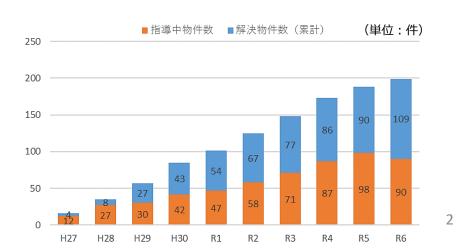


【空家に対する指導状況】

	管理不全空家	特定空家等 認定数	
	への苦情・相談		うち解決数
山東地域	52	10	6
伊吹地域	12	2	1
米原地域	99	4	2
近江地域	36	3	3
合計	199	19	12

【空家の老朽度】





2 指定の経緯等

(1) 空家等管理活用支援法人の概要および指定の経緯

- ○**空家等管理活用支援法人**は、令和 5 年12月13日に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の改正により創設された制度で、市町村からの指定により、<u>民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市</u>町村の補完的な役割を果たしていくことをねらいとしています。
- ○一般社団法人まいばら空き家の相談所は、米原市内での空家に関する情報提供活動、空家の利活用を促進するための活動、空家の管理業務を主な事業内容として、令和6年9月に設立された法人であり、令和6年12月に本市と「空家等対策の促進に関する連携協定書」を締結しています。
- ○これまで、空家に関する相談窓口を開設され、空き家に関する情報収集、市内の自治会における空家の適正管理や活用に 向けたセミナーの開催等に取り組んでこられました。
- ○今般、当該法人から空家等管理活用支援法人への指定の申請があり、令和7年10月20日付けで指定しました。 (米原市第3号 指定期間:令和7年10月20日から令和8年3月31日まで。※米原市空家等対策計画の終期まで)

(2)指定に基づく業務の内容

空家等対策の推進に関する特別措置法第24条第1号および第5号に関する業務等

- ○空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対し、当該空家等の管理又は活用の方法に関する 情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助を行うこと。
- ○空家等の管理又は活用に関する普及啓発を行うこと。
- ○その他空家等の管理または活用を図るために必要な事業・事務の実施

【主な業務の内容】

- (1)地域住民(高齢者等)や空家所有者等への啓発 自治会等における空家に関するセミナー、出前講座の開催等
- (2) 民間事業者等への空家等の活用促進 民間事業者向けの空家見学会の開催 等



(市内自治会でのセミナーの様子)